

## 令和3年度報酬改定 Q&A

### 1. 事前質問

Q1 令和3年度報酬改定について①初回加算, ②集中支援加算, ③居宅介護支援事業所等連携加算に対して必要な提出書類等がありますか?

Q2 集中支援加算と居宅介護事業所等連携加算の算定における記録は, 厚生労働省が発行した Q&A(R3.4.8 付)にあるように記載する事項を満たしていれば, 事業所独自の書式でも構わないか? 入院時情報連携加算の書式のように自立支援協議会にて作成する予定があるのか?

※令和3年度障害福祉サービス報酬改定に関する Q&A VOL.2 の P10

A) (Q1.Q2 はまとめて回答)書類の提出は必須ではありません。記録の様式についても令和3年度障害福祉サービス報酬改定に関する Q&A VOL.2 P10 の記録に記載する事項を満たしていれば任意の様式で構いません。

- ・システムを導入している事業所で、様式があればそちらの様式で構いません。
- ・今後要望があれば協議会にて書式を作成したいと思います。

※保管に関して、必ずP10「記録に記載する事項」を記録し利用者の個人ファイルに保管することが望ましいとなっている為、個人ファイルに保管してください。

Q3 特定事業所加算を算定していた際には、特定事業所加算遵守状況記録を残すことが定められていたが、機能強化型サービス利用支援費の算定の際は同様の記録を残す必要はないのか?

A) 保存様式については部会終了後に対象事業所宛にメールにて送付をいたしますので、特事加算と同様に記録を残し保管してください。また修了証などは変更があったときのみ添付し体制が変わる場合は指定市町村に提出して下さい。

Q4 居宅介護事業所等連携加算の算定は基本報酬を算定しない時のみとなっているが、これまでの算定条件からの変更と理解してよいか?

※令和3年度障害福祉サービス報酬改定に関する Q&A VOL.2 の P11

A) 前回までは単体、サービス利用支援費、継続サービス利用支援費の請求時に加算できましたが、今回からは問 30 にあるように、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能となっているため変更という認識でよろしいかと思います。

前回の説明会のように各種加算のタイミング一覧を作成して相談支援部会を通じて提示できたらと思います。

Q5 主任相談支援専門員配置加算について、今後研修等の情報は各事業所で拾っていく形か？自治体・協議会からの情報を待っていていいのでしょうか？

A) 県に問い合わせをしましたが、現在のところ日程や実施要綱の提示時期は未定との事でした。県の推薦になるか基幹相談支援センターから1名の枠で受講枠を設けるのか、自立支援協議会からの推薦になるかについても未定となっています。

Q6 新設 集中支援加算③の解釈について。医療機関の中間カンファ、退院前カンファ、学校主催の教育計画作成に伴う会議等のイメージでいいのでしょうか？

A) 病院、教育機関、企等が主催する会議に参加した場合となっているためこのような解釈で大丈夫です。居宅介護支援の会議参加と会議の趣旨、共有先が同じで居宅介護の連携加算を算定する場合は初回加算を算定できないとなっています。

Q7 機能強化型について、1 人事業所については基本的に複数事業所による協働体制を確保することは出来ないという解釈でいいのでしょうか？→24 時間体制、どこまでの支援？Tel対応？実際に訪問して対応？

※令和3年度障害福祉サービス報酬改定に関する Q&A VOL.2 の P11 問 31.32 参照

A) 域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保できている事が条件となっているため、ハードルは高いと思います。

5市町村でも面的整備として設置を目指しましたが、体験の機会・場の設置においてウィークリーマンションを借りて体験の場として検討しました。バリアフリーの関係で3障害すべてに対応できないと言う事で断念しています。

仮に拠点が整備されたと仮定した場合、電話対応については輪番制で可能となっていますし、緊急時の24時間体制についても相談支援専門員1人が全て対応するのではなく、事業所間や市町村職員も含めた役割分担で対応していく流れになると思います。

※ 拠点の整備に関しては、福祉計画で全市町村が協議の場を設置し検討するとしていると思

いますので定例会の協議事項にしてもいいのでは？

## 2. 初回加算・集中支援加算・居宅介護支援事業所等連携加算について

・初回加算について

4月(契約)	5月	6月	7月	8月	9月
1日～30日 の間			案作成	案作成	案作成
現行の初回加算			新初回加算		
			新加算 (300)	新加算 (300)	新加算 (300)
1回請求			3回まで請求可能		

- ・契約をした日の属する月(4月)から計画案を利用者に交付した日が3か月を超える場合、7月以降に月2回以上利用者の居宅等(児童の場合は居宅のみ)に訪問し利用者及び家族と面接を行い要件が満たされる月の加算を初回加算と合わせて算定。
- ・4か月目の7月に案作成し要件を満たした場合→300(現行)+300(新加算)=600
- ・6か月目の9月に案作成し要件を満たした場合→300(現行)+300(新加算)+300(新加算)+300(新加算)=1200

※31日付 P7 共有

- ・600単位～最大1200単位の加算が可能となっています。
- ・ありそうな事例としては3月末で児童発達支援を終了するが、放デイの利用を現在は考えていない場合。夏休み前に利用したいと考える保護者が結構いるので児発が終了しても相談の体制を確保するために申請書の提出だけでもしていただいて今後に備える。ただ7ページにあるように初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は算定不可となっているため、7月に案作成した場合は、1月以降に保育所や学校が主催する会議への参加や、書面にて情報提供を行った場合は算定できないとなっています。きめ細やかな支援の評価とうたっている割に厳しい条件となっています。
- ・集中支援加算について
  - ② 宅等を訪問(児童の場合は居宅に限る)し、月2回以上の面接(300単位)
  - ② サービス担当者会議の開催(利用者や家族も出席しサービスの意向を確認)(300単位)
  - ③ 他機関の主催する会議への参加(本人や保護者の有無は問われていないが、参加可能であれば参加する事が望ましい)(300単位)
 ①②③において要件を満たせば最大900単位算定。

①については利用者の求めに応じ、利用者及び家族との面談を月2回以上実施した場合。サービス利用の悩みや疑問、多くありそうなのが心身の変化に対しての対応等が想定されます。児童については居宅に限るとなっています。

②については今まで奄美地区では臨時のモニタリングとして各市町村で認めて算定をしていた担当者会議を開催した場合は、事前の打ち合わせにおいて今後臨時のモニタリングではなく集中支援加算としてのみ認めるか答えが出なかったため保留にしています。今後協議したうえで連絡いたします。また、今後はモニタリングの設定に関する事も相談支援部会で検討する必要があると思われます。**サービス担当者会議の開催について、4月、5月は臨時モニタリングで算定してください。その後臨時で開催する場合、各市町村へ連絡してください。協議した上で連絡いたします。**

③については、関係機関主催の会議に参加した場合に算定可能となっています。参加した際他機関が作成した会議録をそのまま保管するのは適切でなく、自らの所見(考察)等を記録することが必要である。となっています。

・居宅介護支援事業所等連携加算について

サービス終了前後に他機関へのつなぎの支援を行った場合の加算の見直し

①月に2回以上利用者の居宅(児童は居宅のみ)に訪問し利用者や家族と面接を行った場合(300単位)

②他機関が主催する支援内容に関する会議に参加した場合(300単位)

③機関との連携に文書で情報提供及び協力した場合(100単位)

情報提供を行うために作成した文書に限るとなっているため、過去のモニタリングや会議録をそのまま提供することはできません。今回このために提供したもの。

現行の加算(ケアマネの同行や情報提供)については③が該当

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
福祉サービス	福祉サービス	福祉サービス	介護保険就職	介護保険就職	介護保険就職	介護保険就職	介護保険就職	介護保険就職
算定		算定	1回/月算定可					

・**利用終了後の請求**については利用期間中に遡り請求する。

・加算を請求した最終月から6月を経過するまでは、初回加算が取得できないとなっているため例えば12月に請求し就労定着支援は翌年の7月の利用開始でないと初回加算は算

定できないという事になると思います。

以上

作成 令和3年4月30日